

社会福祉法人長生共楽園 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人長生共楽園（以下「法人」という。）定款第44条の規定により、法人の運営管理および業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

(地域への社会貢献)

第2条 定款第3条第2項に示す地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するためのサービス提供等は、理事会の定める運営細則によって適正に実施されるものとする。

第2章 評議員および評議員会

第一節 評議員

(評議員の選任および解任)

第3条 評議員は、評議員選任・解任委員会（以下「選任・解任委員会」という。）において、この社会福祉法人長生共楽園定款施行細則（以下「定款施行細則」という。）並びに理事会において定める運営細則によって適正な選任また解任の手続きが行われなければならない。

2 評議員が第1項による解任または、第5条による退任により、定款第5条の定数を欠いた場合は、第1項に準じて速やかに後任の評議員が選任されなければならない。

(評議員の資格等)

第4条 評議員の資格等は、社会福祉法（以下「法」という。）法第39条に規定される社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者とし、その他特段の制限を受けない。ただし、別記1に示す法第40条第1項各号、第2項並びに第4項および第5項の規定に適合するものでなければならない。

2 理事会が、評議員の選任候補者を選任・解任委員会へ提案する場合は、予め前項の資格等要件を満たす者であることを確認しなければならない。

3 前項の確認は、次の各号に掲げる証書を徴して行うものとする。

- (1) 経歴書
- (2) 身分証明書
- (3) 誓約書

(評議員の中途退任)

第5条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(評議員の権限)

第6条 評議員は、理事に対して一定の事項を議題とすることを請求することができる。ただし、この請求は、評議員会の日々の4週間前までにしなければならない。

2 評議員は、評議員会の場合において、議題の範囲内で議案を提案することができる。ただしこの場合の提案は、評議員会での議論を有益なものとするため事前に他の評議員、理事に通告しなければならない。

3 評議員は、理事に対し、議題および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第二節 評議員会

(評議員会の機能)

第7条 評議員会は、法人運営のための基本規則、体制を決定するとともに、役員を選任・解任を通じ、事後的に法人運営を監督する機関とする。

2 評議員会は、法令または定款で定められた事項を議決する。

3 評議員会の招集、議案等は、理事会の決議により行われ、評議員会は当該に議案等に係る最終的な決定を行う。なお、あらかじめ招集通知に定められた議案等以外の事項を議決することはできない。

(臨時評議員会)

第8条 定款第11条に示す必要がある場合に開催する評議員会は、原則として理事会の決議のうえ臨時評議員会として開催する。

(招集および開催)

第9条 評議員会の招集は、開催日の1週間前までに書面をもって通知する。また、通知には原則、評議員会の日時および場所、議題並びに議案等の要領を理事会で決議のうえ記載するものとする。

2 定款第13条第4項の手続きによる評議員会の決議は、評議員相互による討議を要しない軽微な決議とし、評議員会を招集することなく決議とすることができる。

(役員を選任および解任)

第10条 評議員会は、別記2に定める手続きにより役員を選任および解任を行うものとする。

2 評議員会は、定款第15条第1項第1号および第2号に示す役員員数を欠いた場合は、すみやかに選任しなければならない。

(関係者の出席)

第11条 法第45条の10の規定により、理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明を行わなければならない。

2 評議員会が必要と認めたときは、職員等議事に関係する者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(決議)

第12条 議長の議決権は、可否同数のときの決定権として行使されるものとし、可否同数のときより前の議決はできないものとする。

(議事録)

第13条 定款第14条に示す議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催された日時および場所
 - (2) 議事の経過の要領およびその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 出席した評議員、理事、監事、定款第13条に示す議題並びに議案ごとの決議あたり特別の利害関係を有する評議員の氏名
 - (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係わる職務を行ったものの氏名
 - (7) その他法令および施行規則に定められた事項
- 2 議事録は、その主たる事務所に10年間保存するものとする。
- 3 第9条第2項に示す決議に関する文書または電磁的記録は、その主たる事務所に10年間保存するものとする。
- 4 定時評議員会の決議に係る定款第10条第1項第4号に示す書類等は、開催日の2週間前までに主たる事務所に備え置き、閲覧できるものとする。

(欠席評議員への報告)

第14条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要および議決結果を記録した書面を速やかに送付し、報告するものとする。

第3章 役員および職員

第一節 役員

第一項 理事

(理事の選任および解任)

第15条 理事は、別記2の手続きによって、評議員会の適正な決議において選任および解任の手続きが行われなければならない。

- 2 理事が第1項による解任または、第17条による退任により、定款第15条第1項第1号の定数を欠いた場合は、第1項に準じて速やかに後任の理事が選任されなければならない。

(理事の資格等)

第16条 理事の資格等は、別記3に示す法第44条第1項、第6項の規定に適合する者でなければならない。

- 2 理事のうちには、法第44条第4項により次の各号に掲げる者が含まれることを要件とする。
- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - (2) 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - (3) 法人が設置している施設の管理者

3 理事会は、理事の選任候補者が第1項および第2項の資格等要件について満たすことを確認するため、予め当該選任候補者から次の各号に掲げる証書を徴し、確認を行わなければならない。

- (1) 経歴書
- (2) 身分証明書
- (3) 誓約書

(理事の中途退任)

第17条 理事は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(理事長の職務および権限等)

第18条 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的、対外的な業務執行権限を有する。また、対外的な業務執行をするための法人の代表権を有する。

2 理事長は、理事会で決定した事項を執行するほか、理事会から委譲された範囲内で、自ら意思決定し執行する。

3 理事長の職務としての業務執行とは、契約、事業費等の支出その他理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるものをいう。また、代表するとは、法人の機関が法人の名前で第三者とした行為が法人の行為とみなされることをいう。

4 定款第17条第3項に規定される理事長が理事会にて行う自己の職務の執行状況報告は、省略することができない。

(常務理事の職務および権限等)

第19条 定款第17条第2項に規定する常務理事の業務は次の各号に掲げる職務の分掌を受け、執行する。ただし、業務執行のための法人の代表権は有しない。

- (1) 法人事業の施策およびその体系に関すること
- (2) 法人人事・労務の管理に関すること
- (3) 財務管理に関すること
- (4) 設置された施設および設備の維持管理に関すること
- (5) 法人事業を利用する者の処遇に関すること
- (6) 研修に関すること

2 定款第17条第3項に規定される理事長が理事会にて行う自己の職務の執行状況報告は、省略することができない。

(理事の職務および権限等)

第20条 理事長および常務理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長および他の理事の職務の執行を監督する。

(理事の義務等)

第21条 理事には、善管注意義務、忠実義務のほか法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、監事へ報告する義務を負う。

第二項 監事

(監事の選任および解任)

第22条 監事は、別記4の手続きによって、評議員会の適正な決議において選任および解任の手続きが行われなければならない。

- 2 監事が第1項による解任または、第24条による退任により、定款第15条第1項第2号の定数を欠いた場合は、第1項に準じて速やかに後任の監事が選任されなければならない。

(監事の資格等)

第23条 監事の資格等は、別記5に示す法第44条第1項、第2項および第7項の規定に適合する者でなければならない。

- 2 監事のうちには、法第44条第5項の規定により次の各号に掲げる者を含み、理事会は監事の選任候補者を評議員会へ提案しなければならない。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

- 3 理事会は、監事の選任候補者が第1項および第2項の資格等要件について満たすことを確認するため、予め当該選任候補者から次の各号に掲げる証書を徴し、確認を行わなければならない。

- (1) 経歴書
- (2) 身分証明書
- (3) 誓約書

(監事の中途退任)

第24条 監事は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、理事長に書面で届け出るものとする。理事長は、他の監事に対して当該届出があった旨について通告する。

(監事の職務および権限等)

第25条 監事は、法人の業務監督および会計監査を行うことを職務とし、その職務を遂行するため、いつでも、理事および法人職員に対し、事業の報告を求め、また、法人の業務および財産の状況を調査することができる。

- 2 監事は、次条第1項各号に規定する事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる。
- 3 前項の規定について、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(報告義務)

第26条 監事は、次の各号に掲げる事実を認めたときには、その旨を理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき
- (3) 法令、この定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき

- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令、この定款に違反する事項、著しく不当な事実があると認めるときは、その結果を評議員会へ報告しなければならない。

第二節 職員

(施設長等の選任および解任)

第27条 定款第23条第2項に規定する施設長等とは、定款第1条第1項第1号に示す施設の施設長とし、理事会は、施設長等を選任する場合は、次の各号について確認したうえで、決議しなければならない。

- (1) 選任候補者の経歴
 - (2) 職務に必要な識見を有すると判断した理由
- 2 施設長等のうち、施設長を選任する場合は、前項の事項とともに施設長の資格の適否について確認しなければならない。
 - 3 理事会は、施設長等を解任する決議を行う場合は、解任を提案された施設長等に対し、不適任と判断した理由について説明を行わなければならない。また、当該解任を提案された施設長等に対し弁明の機会を保障しなければならない。
 - 4 理事会は、施設長等を解任する決議を行う場合は、解任執行の日の1月前までに行わなければならない。ただし、心身故障による職務執行に堪えないと認めるとき、または職務上の義務違反等ふさわしくない行為があると認められるときは、この限りではない。

第4章 理事会

(理事会の権限および職務等)

第28条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。なお、理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 事業計画書および収支予算書の決議ならびに評議員会への提案
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (3) 事業報告およびその附属明細書の承認ならびに評議員会への提案
- (4) 貸借対照表および収支計算書ならびにその附属明細書の承認ならびに評議員会への提案
- (5) 財産目録の承認ならびに評議員会への提案
- (6) 定款の変更の承認ならびに評議員会への提案
- (7) 社会福祉施設の許認可に係る事項
- (8) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
- (9) 定款第23条第2項に規定する重要な役割を担う職員の選任または解任
- (10) 基本財産の処分または担保提供等の行為

- (1 1) 評議員選任候補者の推薦および評議員解任の提案
 - (1 2) 評議員会の招集
 - (1 3) 役員を選任候補者および役員解任の提案（ただし、選任候補者の提案にあつては、補欠の選任候補者も含む。）
 - (1 4) 理事長の選任・解職ならびに常務理事の選任・解職および常務理事の業務の決定
 - (1 5) 多額の借財
 - (1 6) 評議員選任・解任委員会の運営についての細則の制定ならびに改廃
 - (1 7) 施設事業に係る運営規程、経理規程、就業規則および給与規程等の諸規定の制定ならびに改廃（ただし、法人運営に重大な影響があるものに限る。）
 - (1 8) 施設用財産に関する契約（「1 0 0 0 万円以上の工事または製造の請負契約」および「5 0 0 万円以上の物品の購入に係る契約」）その他主要な契約
 - (1 9) 定款第 2 5 条第 1 項の規定する日常の業務として理事長が専決できる職務
 - (2 0) 定款第 3 1 条第 1 項に規定する資産の管理の方法
 - (2 1) 公益事業の運営に関する同意
 - (2 2) 重要な財産の処分および譲受け
 - (2 3) 定款第 2 2 条に規定する責任の免除
 - (2 4) 寄付金の募集に関する契約（ただし、法人運営に重大な影響があるものに限る。）
 - (2 5) 新たな事業の経営または受託
 - (2 6) 利益相反となる契約（自己契約および双方代理を含む）
 - (2 7) その他法人の業務に関する重要事項
- 2 法律または定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮ることを要しない。

(報告事項)

第 2 9 条 理事会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査の結果
 - (2) 理事の法令定款違反等のおそれ、またはそれに相当する著しく不当な事実があると監事が判断する事象の経緯および経過または結果
 - (3) 監督官庁が実施した検査または調査結果（改善指示がある場合はその改善状況）
 - (4) 理事長ならびに業務執行理事の自己の職務の執行状況
 - (5) 理事長ならびに業務執行理事が専決した事項
 - (6) その他役員から報告を求められた事項
- 2 評議員会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。
- (1) 事業報告

(招集)

第30条 理事長以外の理事は、理事長に対して、理事会の目的である事項を示し、理事会の招集を請求することができる。

2 前項の請求のあった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(招集通知)

第31条 理事長は、原則として理事会の日の1週間前までに、理事および監事の全員に通知しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意により、招集手続きを省略して理事会を開催することができる。

2 前項の通知の方法は、書面、口頭等その他の方法による手続きであっても差し支えない。また必ずしも議題等その目的等を示すことを要しない。

(関係者の出席)

第32条 理事会が必要と認めたときは、職員等議事に関係する者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(決議)

第33条 理事会における理事の議決権は、定款第27条第2項の規定による決議を除き、書面または電磁的方法、代理人、持ち回り等により行使することはできない。

第34条 議長の議決権は、可否同数のときの決定権として行使されるものとし、可否同数のときより前の議決はできないものとする。

(議事録)

第35条 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 通常の場合

ア 開催された日時および場所

イ 理事会が次のいずれかのものに該当するときはその旨

① 第30条第1項に示す理事の請求により招集されたもの

② 第30条第2項に示す請求した理事が招集したもの

③ 第25条第2項に示す監事の請求により招集されたもの

④ 第25条第3項に示す監事が招集したもの

ウ 議事の経過の要領およびその結果

エ 決議を要する事項につき特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

オ 次のいずれかの意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要

① 競業および利益相反取引の制限に係る取引についての報告

② 理事が不正の行為をしたと認められる場合等による監事の報告

③ 理事会で述べられた監事の意見

カ 議長および議事録署名人の氏名

(2) 理事会の決議の省略の場合（定款第27条第2項）

- ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- イ 決議を提案した理事の氏名
- ウ 理事会の決議があったものとみなされた日
- エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 理事会への報告の省略の場合

- ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- イ 理事または監事の全員に対して報告すべき事項を通知した場合
にあっては、その通知した日
- ウ 理事会への報告を要しないものとされた日
- エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

2 議事録が電磁的記録で作成されている場合は、電子署名により行わなければならない。

3 理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

4 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

5 評議員は法人の業務時間内はいつでも、債権者は理事または監事の責任を追及するため必要があるときに限り、裁判所の許可を得て、次の請求をすることができる。

(1) 議事録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧または謄写の請求

(2) 議事録等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面または電子計算機の映像面表示により表示したものの閲覧の請求または謄写の請求

(欠席理事への報告)

第36条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要および議決結果を記録した書面を速やかに送付し、報告するものとする。

第5章 事務の専決

(事務の専決)

第37条 定款第25条に規定する理事長または常務理事が専決することができる事項は、別記6のとおりとする。

2 前項の規定により専決した事項は、次に招集される理事会へ報告しなければならない。

第6章 計算等

(会計帳簿の作成および保存)

第38条 法人は適時に正確な会計帳簿を作成し、これを閉鎖のときから10年間保存しなければならない。

(閲覧等の請求)

第39条 法人の評議員は、法人の業務時間内はいつでも次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧または謄写
- (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面または電子計算機の映像面表示により表示したものの閲覧の請求または謄写の請求

(計算書類等および財産目録)

第40条 法人は、定款第33条第1項各号に掲げる書類を適時に作成し、作成後10年間保存しなければならない。

- 2 前項の書類は、監事の監査を受け理事会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の理事会の承認を受けた計算書類および事業報告並びに財産目録を定時評議員会へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業報告については報告することで承認は要しない。

(計算書類等および財産目録の備置きおよび閲覧等)

第41条 計算書類および事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告書を定時評議員会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 財産目録は、毎会計年度終了後3月以内に5年間主たる事務所に備え置くものとする。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

第1条 第4条第3項および第16条第3項並びに第23条第3項の規定中「経歴書」および「身分証明書」については、この細則の施行前に既に提出され、法人の理事および監事並びに評議員に選任されている場合は提出を要しない。

別記1 評議員の資格要件等

第4条に示す評議員の資格要件等は、次のとおりとする。

1 法第39条にかかる要件

社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者とし、評議員選任・解任委員会運営規程に則った選任手続きが行われる限り、その他特段の制限は受けない。

2 法第40条第1項にかかる要件

次の(1)から(5)に掲げる者は、評議員となることができない。

(1) 法人

(2) 成年被後見人または被保佐人

(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 前記(3)に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

(5) 法第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

3 法第40条第2項にかかる要件

評議員は、法人の理事、監事または職員を兼ねることはできない。

4 法第40条第4項にかかる要件

(1) 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者または三親等以内の親族が含まれてはならない。

(2) 評議員のうちには、その他各評議員と次のイからチに掲げる社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生労働省令第二十八号)第二条の七で定められる特殊の関係がある者が含まれることになってはならないものとする。

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該評議員の使用人

ハ 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ニ 前記ロおよびハに掲げる者の配偶者

ホ 前記イからハに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

ヘ 当該評議員が役員(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下、当該ヘ及次のトにおいて同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該評議員および当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

- ト 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員および役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- チ 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
 - i 国の機関
 - ii 地方公共団体
 - iii 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 - iv 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
 - v 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

5 法第40条第5項にかかる要件

- (1) 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならない。
- (2) 評議員のうちには、各役員と次のイからトに掲げる社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生労働省令第二十八号）第二条の八で定められる特殊の関係がある者が含まれることになってはならないものとする。
 - イ 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ロ 当該役員の使用人
 - ハ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ニ 前記ロおよびハに掲げる者の配偶者
 - ホ 前記イからハマまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - ヘ 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下、当該へおよび次のトにおいて同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数の

うちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

- ト 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員および役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

別記2 理事の選任および解任の手続き

1 理事の選任

理事会は、第16条第1項および第2項に示される理事の資格等要件に適合する者であるかを確認し、理事の選任候補者を決議する。理事会は議決された理事の選任候補者を評議員会へ提案する。評議員会は、提案された理事の選任候補者について、議決までの経緯等を確認のうえ、理事選任の決議を行う。

2 理事の解任

(1) 理事の解任は、評議員会が理事について次のいずれかに該当すると認めた場合、もしくは理事会が理事について次のいずれかに該当することを認め、その旨を評議員会へ通告するとともに当該理事についての理事会の解任の提案が評議員会へ行われた場合には、評議員会の決議をもって解任が行われるものであること。

イ 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

ロ 職務上の義務違反、その他理事にふさわしくない行為があると認められるとき

(2) 評議員会は、理事の任期途中で退任意思について、理事長または理事会から通知を受けた場合は、決議をもって解任を行う。

(3) 理事会は、評議委員会に理事の解任を提案する場合は、当該理事を不適任と判断した理由について評議員会に説明しなければならない。

3 理事の選任および解任の決議

(1) 評議員会は、理事選任の決議の後、すみやかに理事名簿を作成し、理事会へ報告するとともに、これを保存しておかなければならない。

(2) 評議員会は、解任の提案をされた理事に弁明の機会を保障する。

(3) 評議員会における理事の選任または解任の決議にあっては、代理人による議決権の行使および書面による議決権の行使を認められない。

別記3 理事の資格要件等

第15条第3項に示す理事の資格要件等は、法第44条第1項、第4項および第6項の規定の要件を満たす者とし、次に掲げる事項とする。

1 法第44条第1項にかかる要件

次の(1)から(5)に掲げる者は、理事となることができない。

- (1) 法人
- (2) 成年被後見人または被保佐人
- (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 前記(3)に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2 法第44条第6項にかかる要件

- (1) 理事のうちには、各理事について、その配偶者もしくは三親等以内の親族、その他各理事と次の(2)に掲げる特殊な関係にある者が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- (2) 理事のうちには、各理事について、次のイからトに掲げる社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生労働省令第二十八号)第二条の十で定められる特殊の関係がある者が含まれることになってはならないものとする。
 - イ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ロ 当該理事の使用人
 - ハ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ニ 前記ロまたはハに掲げる者の配偶者
 - ホ 前記イからハマまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - ヘ 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下当該ヘにおいて同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。)
 - ト 「別記Iの4(2)チのiからviに示す団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。))である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。)

別記4 監事の選任および解任の手続き

1 監事の選任

- (1) 理事会は、第23条第1項および第2項に示される監事の資格等要件に適

合する者であるかを確認し、監事の選任候補者を決議する。理事会は議決された監事の選任候補者を評議員会へ提案する。評議員会は、提案された監事の選任候補者について、議決までの経緯等を確認のうえ、監事選任の決議を行う。

- (2) 前記(1)の理事会が行う評議員会への監事の選任候補者の提案には、監事の過半数の同意または請求を得なければならない。

2 監事の解任

- (1) 監事の解任は、評議員会が監事について次のいずれかに該当すると認められた場合、もしくは理事会が監事について次のいずれかに該当することを認め、その旨を評議員会へ通告するとともに当該監事についての理事会の解任の提案が評議員会へ行われた場合には、評議員会の決議をもって解任が行われるものであること。

イ 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

ロ 職務上の義務違反、その他監事にふさわしくない行為があると認められるとき

- (2) 評議員会は、監事の任期途中で退任意思について、理事長または理事会から通知を受けた場合は、決議をもって解任を行う。
- (3) 理事会は、評議員会に監事の解任を提案する場合は、当該監事を不適任と判断した理由について評議員会に説明しなければならない。

3 監事の選任および解任の決議

- (1) 評議員会は、監事選任の決議の後、すみやかに監事名簿を作成し、理事会へ報告するとともに、これを保存しておかなければならない。
- (2) 評議員会は、解任の提案をされた監事に弁明の機会を保障する。
- (3) 評議員会における監事の選任または解任の決議にあつては、代理人による議決権の行使および書面による議決権の行使を認められない。

別記5 監事の資格要件等

第23条に示す監事の資格等は、法第44条第1項、第2項および第7項の規定を満たすものとし、以下のとおりとする。

1 法第44条第1項にかかる要件

次の(1)から(5)に掲げる者は、理事となることができない。

- (1) 法人
- (2) 成年被後見人または被保佐人
- (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 前記(3)に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2 法第44条第2項にかかる要件

監事は、法人の理事または職員を兼ねることはできない。

3 法第44条第7項にかかる要件

(1) 監事のうちには、各役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族、その他各役員と次の(2)に掲げる特殊な関係にある者が含まれてはならない。

(2) 監事のうちには、各役員について、次のイからトに掲げる社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生労働省令第二十八号)第二条の十一で定められる特殊の関係がある者が含まれることになってはならないものとする。

イ 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該役員の使用人

ハ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ニ 前記ロまたはハに掲げる者の配偶者

ホ 前記イからハまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

ヘ 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下当該ヘにおいて同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。)

ト 「別記Iの4(2)チのiからviに示す団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。))である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。)

別記6 理事長および常務理事の専決事項

I 理事長専決事項

1 職員(施設長および臨時職員を除く)の任免に関すること

2 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの(法人運営に重大な影響があるものを除く)

3 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの

4 工事または製造の請負については、500万円以上1,000万円を超えない範囲の契約、食料品・物品等の買入れについては、300万円以上500万円を超えない範囲の契約を締結すること

- 5 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出で予算計上されていない1件300万円未満のもの
- 6 運用財産（土地、建物および補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のもの処分に関する事
- 7 1,000万円を超えない範囲の借財
- 8 予算の予備費の支出（300万円以上の支出に限る）
- 9 寄附金の受入れに関する決定および寄附金の募集に関する契約（100万円以上の寄附金であって、法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 10 施設事業に係る運営規程、経理規程、就業規則および給与規程等法人、事業運営における規程の改廃（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 11 評議員および役員の旅命および復命に関する事
- 12 施設長の服務に関する諸願いの許可または承認に関する事
- 13 職員の昇給・昇格に関する事
- 14 各種証明書の交付に関する事
- 15 行政官庁からの照会に関する事（定例または軽易な事項は除く）

II 業務執行理事専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制および福利厚生に関する事
- 2 所属職員の旅命および復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令および休日勤務命令に関する事
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可および承認に関する事
- 5 臨時職員の任免に関する事
- 6 所属職員の扶養手当、通勤手当および住宅手当の認定および支給額の決定に関する事
- 7 人件費および厚生経費に関する予算の執行
- 8 工事または製造の請負については、500万円未満の契約、食料品・物品等の買入れについて300万円未満の契約を締結すること
- 9 予算の予備費の支出（300万円未満の支出に限る）
- 10 収入（寄附金を除く）事務に関する事
- 11 利用者の預り金の管理に関する事
- 12 行政官庁からの照会に関する事（定例または軽易な事項に限る）
- 13 その他定例または軽易な事項